

令和8年度 中川村住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの取組内容

1 住宅所有者に対する直接的に耐震化促進

令和8年度中に対象住宅所有者全戸に対し、ダイレクトメールを送付する。
令和8年11月に地区を通じて、住宅所有者に対し耐震診断・改修実施を促す。

2 耐震診断実施者に対する耐震化促進

(1) 新たに村の無料診断を実施した者に対して改修補助制度の説明により耐震改修を促す。

(2) 耐震診断後、1年以上経過しても耐震改修を行っていない者に対して個別訪問等を実施し耐震改修を促す。

3 改修事業者の技術力向上等

(1) 改修事業者に対し、県で実施している事業者向け講習会の周知を行う。
村内事業者を中心に、県で実施している事業者向け講習会を周知

(2) 県ホームページで公開している受講者リストを参考に、耐震改修事業者リストを作成し、村ホームページにより公表する。
県ホームページで公開している受講者リストを活用（リンク）し、村ホームページにより公表

4 耐震化の必要性に係る周知・普及

(1) 広報誌、村ホームページにより耐震化の必要性を周知する。

(2) 防災訓練、イベント等の開催時に住宅耐震化に関する情報提供を行う。

(3) 耐震化支援制度についてのリーフレット等の作成・配布を行う。

(4) 住宅耐震化の必要性及び耐震化への支援制度の情報提供として、役場庁舎内および村内ショッピングセンター内でパネル展示を行う。